告示

○外務省告示第二百九十四号

平成二十九年一月二十六日にロンドンで署名された日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定について、両政府が同協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十九年八月十八日に東京で行われた。よって、同協定は、その第七条1の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十九年八月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充